

平成 23 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 ロックペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 内海 東吾
(コード番号 4621 大証第 2 部)
問合せ先 取締役(経理担当) 福島 正之
(TEL 06 - 6473 - 1551)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を産経新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 株券電子化に伴い、定款附則第 1 条から第 3 条において経過措置を定めておりましたが、定款附則第 3 条記載のとおり既に失効しておりますので、削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付資料のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

定款変更の効力発生日：平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

以上

【添 付】定款変更の内容

定款の新旧対照表

(下線部分が変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 塗料および塗料原料の製造販売</p> <p>2. 工業化学薬品の製造販売</p> <p><u>3. 塗装用品の製造販売</u></p> <p><u>4. 塗装の請負</u></p> <p><u>5. 園芸の経営</u></p> <p><u>6. 化粧品、石けん、洗剤の製造および販売</u></p> <p><u>7. 段ボール箱、紙器の製造、加工、および販売</u></p> <p><u>8. 前記各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 塗料および塗料原料の製造販売</p> <p>2. 工業化学薬品の製造販売</p> <p><u>3. 接着剤の製造販売</u></p> <p><u>4. 塗装用品の製造販売</u></p> <p><u>5. 塗装の請負</u></p> <p><u>6. 園芸の経営</u></p> <p><u>7. 化粧品、石けん、洗剤の製造および販売</u></p> <p><u>8. 段ボール箱、紙器の製造、加工、および販売</u></p> <p><u>9. 不動産の管理、賃貸、および売買</u></p> <p><u>10. 前記各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>第 5 条 <u>当社の公告は、大阪市において発行する産経新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p>第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、産経新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>附則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

以上